|--|

#### 1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課(室)名	府民文化部男女参画·府民協働課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 人)

### 2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	大阪府男女	大月	多画推	進本	部			
設置年月日・根拠	昭和 54	年	8	月	25	日	根拠:	大阪府男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事							

#### 3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称	大阪	府男女	共同	多画審	<b>F議会</b>	(平成	14年4月1日	改称)				
設	置	年	月	日	平成	10	年	4	月	1	日					
構		成		員				13	}	人	(女性	8	人 、男性	5	人)	

#### 4 男女共同参画に関する計画

計画期間					平月	<b>或 2</b>	23 4	Ŧ	4	月	~	28	年	3	月
名 称	おおさか	男女共同参	画プラン(2	011-2015)											
改定・見直しの予定時期	平成	年	月	日	0 +	一 未定(	の場合	は〇を	をつけ	てくた	<b>ごさい</b> 。				

#### 5 男女共同参画に関する条例

6

カタス内を凹に因りる木門															
有の場合	名			称	大阪	府男:	女共同	参画	i推進	条例					
	公	7	5	日	平成	14	年	3	月	29	日				
	施	ŕ	ī	日	平成	14	年	4	月	1	日				
	改	I	E	日	平成		年		月		日				
	改	Œ	内	容											
	5	女正が予	定され	ている場	合、改正	予定	時期:		平成		4	Ŧ.	月		
無の場合	í	制定等に	ついて植	食討中(あ	れば、具体	的に)									
※ どちらかにOを つけてください。	!	持に検言	してい	ない		·	·	·	·	·	•			•	

					_																
F議:	会等委	員への	の女性	生の登	用	調査問	寺点コー	ド ①	平成2	4年4月	1日	2 3	平成24	4年5.	月1日	3	その他	!:平成	年	月日	Ħ
	目	標		値	2	27 年	度まで	40%以上609	6以下 %	ļ	:	年度	まで			%	! !	年度ま	きで		%
	根			拠	おお	さか男を	女共同参	画プラン	ン(2011 <del>-</del>	-2015)							-				
対	象となる	る審議会	会等の	範囲	法令	文は条	例を根拠	心に設置	されて	ハる審	議会等	<b></b>									
F	標の対	象であ <sub>-</sub>	る審議	会等に	調	査時点コ	ード	1	審議	会等数	数 (	69	)		うち女	性委.	員を含む審議	会等数	ί (	66	)
お	ける登	用状況				延総	委員等数	<b>t</b> (	1,629	)	延女性	委員	等数	(	592	)	女性比率	( 3	6.3	)	
	うち法	律または	政令に	基づく	調	査時点コー	ード	1	審議	会等数	汝 (	46	)		うち女	性委	員を含む審議	会等数	ί (	43	)
		会等にお				延総	委員等数	<b>t</b> (	1,334	)	延女性	委員	等数	(	486	)	女性比率	( 3	6.4	)	
		令によりは			調	査時点コ	ード	1	審議	会等数	数 (	34	)		うち女	性委.	員を含む審議	会等数	ί (	32	)
_		ιばならな ∮状況(*		義会等		延総	委員等数	<b>t</b> (	1,449	)	延女性	委員	等数	(	437	)	女性比率	( 3	0.2	)	
地方	自治法	(第180	条の5	)に基	調	査時点コ	ード	1	委員	会等数	数 (	9	)		うち女	性委!	員を含む審議	会等数	ί (	7	)
		等におけ				延総	委員等数	<b>t</b> (	81	)	延女性	委員	等数	(	12	)	女性比率	( 1	4.8	)	
-	目標値.	以外の	目標語	<b>殳定</b>																	
	人材	<b>才名簿</b> 作	■成の	有無	有	0	(公	表		非公司	表 C	)		無			作成予定有	Ī			
女	人材	1名簿か	有る	場合	掲載	人数		1,27	7	人	(平)	式	2	4 4	年	6	月現在)				
性登					人材育別	<b>ず事業σ</b>	実施の	有無			:	有			· 無	(	)				
用	7	_		/rls	委 員	の公	募				:	有			- 無		)				
方策	そ	σ.	)	他	その他																)

<sup>(\*)</sup> 平成24年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

)

#### 7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に〇をつけてください。

#### (1)管理職の在職状況 調査時点コード ① 平成24年4月1日 2 平成24年5月1日 3 その他:平成 年 月 日 女性管理職の内訳 管理職総数 女性比率 部局長クラス 次長クラス 課長クラス うち女性管理職数 (人) (人) (人) (%) (人) (人) (B) = (C+D+E)(B/A) (E) (A) (C) (D) 計 576 18 3.1 1 5 12 本庁 うち一般行政職 321 14 4.4 1 5 8 273 計 17 6.2 2 2 13 支庁・地方 事務所 うち一般行政職 107 5 0 4 4.7 1 849 計 35 4.1 3 7 25 全体 2 うち一般行政職 428 19 4.4 5 12 警察本部 233 0 2 0.9 0 2 再掲 教育委員会 4 9.3 1 2 43 1

(2)女性公務員の採用状況		平瓦	<b>达23年4月1日~24年3月31日</b>
	総数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	746	167	22.4
うち 警察本部	632	111	17.6
中 級	22	19	86.4
うち 警察本部	3	0	0.0
初 級	380	58	15.3
うち 警察本部	372	53	14.2
全 体	1,148	244	21.3
うち 警察本部	1,007	164	16.3

#### (3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに〇をつけてください。

- 具体的目標( 1. 女性の採用目標の設定
- O 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標(「おおさか男女共同参画ブラン(2011-2015)」において、女性職員の職域拡大と政策 決定に関与する職への登用の促進について記載。
  - 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
  - 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
  - 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
- ・大阪府職員採用セミナーにおいて、女性に配慮したメニューの実施 6. その他 (内容:
  - ・平成24年度定期異動方針で、「今後当面、10名以上の所属には、原則女性職員を配置することとし、全ての職場に複数の女性職)
  - 員を配置していくことを目指す」旨、記載。

### 8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	大阪府立	男女共同参画•青	少年センター	_		愛称•通称	ドーンセン	ター	
設置年月日	平成	6 年 11	月 11	日		施設形態	0	単独施設	複合施設
	郵便番号	号: 540-0008		住 所: 大阪市	中央区大	手前1丁目3	番49号		
所在地等	電話番号	号: 06-6910-850	0		FAX	(番号: 06	-6910-8775	5	
	ホームペー	ージ: http://www.d	awncenter.o	r.jp/					
	1. 施設的	管理 直営(担当	台部局名:						)
		〇 指定管理	者(名称:	ドーン運営共[	司体				)
		その他(							)
管理·運営主体	2. 事業i	軍営 直営(担当	á部局名:						)
※1~2について、該 当するものにOをつ		指定管理	者(名称:						)
け、記入してください。		○ その他(		一般財団法人	大阪府男3	女共同参画	<b>推進財団</b>		)
職員数	常勤	19 人、	非常勤	20 人	予算額	頁 平月	成24年度	110,962	千円
~ <u> </u>		施しているものにC		な事項を記入して	ください。				,
主な事業	1.	広報啓発(主な事		- BB BB Bb 80 = # cb 0	88 / <del>\</del>				)
	0 2.	講座(主な事項:		問題啓発講座の	用惟				)
男女共同参画・	0 3.			も はおっこ ・ - ・ :	± ₩ +、1°				)
女性に関する     もの	O 4.	情報収集・提供()		情報人ナーンョン:	事果など				)
	5.	苦情処理(主な事							)
	6.	交流促進(主な事		* <del></del>	A 2416				)
	O 7.	企業・NPO法人と			企業同け	セミナーの身	開催等		)
	8.	国際交流・海外派		事項:					)
	9.	調査研究(主な事	• •						)
	O 10.	その他(主な事項	: DV-	ー時保護所へのナ	コウンセラー	-派遣			)

#### 9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	大阪府3	女性基	基金					基金・	基本財産額	26,210	千円
設置年月日	平成	3	年	10	月	21	日	出資者	大阪府		

#### 10 民間団体(女性団体等)との連携

(1)	地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携	※該当するものに○をつけてください
w	地力公共凶体(氏间凶体(女は凶体寺)との建筑	- 次該ヨチるものにして コリ いにんい。

- 〇 1. 民間団体の組織化((2)へ)
- 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
- 〇 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
  - 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
  - 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
  - 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
  - 7. その他 (主な事項:

### →(2)民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協	O 有	引 名称等: 大阪府男女共同参画推進ネットワーク	加盟団体数	47団体
議会等の有無	無		会 員 数	42,137人
地方公共団体からの 助成・委託事業実施の	有	<u> </u>		
有無	O 無	<b>₹</b>		
	0 1	. 定例会議(情報交換会等)の開催		
活動内容	2	機関誌の発行		
※実施しているものに	3	. 広報啓発パンフレット作成		
○をつけてください。	0 4	. その他		)

#### 11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市町村職員研修会の開催
  - 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 〇 5. 審議会等女性登用の働きかけ
  - 6. 補助金等の交付 / 名 称 :

し交付先 :

7. その他 / 内容:

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

#### (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

#### (2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 / 内容:

#### 13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

 但ヨ内(叩/珠(主/別目のカス六円参画:	入江庆水了异		
事項	23年度予算 (千円)	24年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	134,406	117,943	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.0041 %	0.0039 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費			

## **14 仕事と生活の調和に関する取組** ※該当するものにOをつけてください。

	仕事と生活の調和に 関する表彰制度の有 無	有〇無	表彰の対 実施頻度			個人 (定期的)	両方 その他
(2) 公契約の評価項目への採用	仕事と生活の調和に 関する取組を公契約	l	している 対	対象となる入札事業	: すべて	一部	
<b>北</b> 湿	の評価項目に採用しているか	οι	ていない				

#### 15 平成24年度実施予定事業

実施	実施予定事業の内容										
	名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期							
	委員会・懇話会 大阪府男女共同参画審議会の 運営	知事の諮問により男女共同参画施策についての重要事 項について調査審議を行う。	13人	随時							
:	広報啓発 パネル展示の実施 啓発冊子の配布	DV関連のパネルを展示し、広報啓発を行う。		随時通年							
	講座 啓発学習講座	ドーンセンターにおいて、人材養成及び課題解決型で実践 的な活動につながる講座を行う。		通年							
	相談事業 女性相談	ドーンセンターにおいて、女性の抱える問題に関して面接・ 電話相談を行う。		通年							
	情報収集・提供 情報ライブラリー	ドーンセンター内情報ライブラリーにおいて、女性関連の 図書・資料等を収集、閲覧、貸出サービスを行うとともに、 情報相談を行う。		通年							
	苦情処理 男女共同参画施策苦情処理制 度の運営	男女共同参画施策等に関する府民からの苦情等に対応 する。		通年							
7.	交流促進										
		配偶者等からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。	18団体	随時							
	大阪府男女共同参画推進ネット ワーク会議の運営	行政と民間団体・グループによる幅広いネットワークを構 築し連携を図る。	47団体	未定							
•	「男女いきいき・元気宣言」事業 者制度の推進	男女がともにいきいき働くことのできる取組を進める意欲 のある事業者を登録し、その取組を府が応援する。		通年							
-	おおさか男女共同参画促進プ ラットフォームの運営	男女共同参画の取組の輪を広げるため、企業・行政・大学等の取組を連携・融合し相乗効果を発揮する方策を検討する。	未定	随時							
	企業で働く女性のためのロール モデルバンクの運営	企業で働く女性のロールモデルを登録し、企業からのニー ズに応じてマッチングを行う。		通年							
10.	国際交流・海外派遣事業 調査研究 その他										

都道府県名	大阪府

以下のデータの調査時点をお答えく	ださい。(該当	する時点に〇をつけ、その	の他の場合は調査年月F	3も記入してく	(ださい。)			
平成24年4月1日現在	0	平成24	4年5月1日現在			その他:平成 年 月	日現在	

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知 事 ※該当する方にOをつけてください	女性		男性	任期:平成 23	年	11	月 27	日	~	27	年	11	月	26	日
副知事		(	3	人 ( 女性	)	ζ,	男性	3	人)						

# 2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等 \*平成24年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、24年3月に内閣府が把握したものを下記に掲載しております。

		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない ものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1	都道府県防災会議	53	1	1.9	
	2	国土利用計画地方審議会	23	6	26.1	
	3	土地利用審査会	7	3	42.9	
	4	都道府県交通安全対策会議	19	0	0.0	
×	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	43	14	32.6	
	7	精神医療審査会	40	7	17.5	
×	8	都道府県生活衛生適正化審議会				
	9	都道府県医療審議会	27	6	22.2	
	10	准看護師試験委員	19	11	57.9	
	11	麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
	12	地方社会福祉審議会	86	12	14.0	
	13	地方障害者施策推進協議会	30	6	20.0	
	14	国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	15	都道府県農業共済保険審査会				
	16	都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	17	都道府県建設工事紛争審査会	60	14	23.3	
	18	建築審査会	7	3	42.9	
	19	都道府県建築士審査会	8	3	37.5	
	20	都道府県都市計画審議会	31	5	16.1	
	21	開発審査会	7	3	42.9	
	22	私立学校審議会	18	7	38.9	
	23	石油コンビナート等防災本部	45	1	2.2	
×	24	公害健康被害認定審査会				
	25	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	46	0	0.0	
×	26	都道府県児童福祉審議会				
	27	地方港湾審議会	25	4	16.0	
	28	土地区画整理審議会	15	2	13.3	
	29	教科用図書選定審議会	20	8	40.0	
	30	介護保険審査会	36	15	41.7	
	31	道府県固定資産評価審議会	11	4	36.4	
	32	感染症の診査に関する協議会	24	6	25.0	
	33	警察署協議会	643	266	41.4	
	34	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	35	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	3	50.0	
	36	国民保護協議会	28	2	7.1	
	37	地方独立行政法人評価委員会	19	4	21.1	
×	38	市街地再開発審査会				
×	39	都道府県職員委員会				
×	40	自然再生協議会				
×	41	審議会その他の合議制の機関				
		後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
		留置施設視察委員会	8	4	50.0	
×	44	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
		合 計	1.449	437	30.2	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

地刀	日治法(第180余の5)に基づく安貞芸寺の安貞数				
	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	1	20.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	5	1	20.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	33	3	9.1	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	11	1	9.1	
9	内水面漁場管理委員会	8	1	12.5	·
	合 計	81	12	14.8	